

工事成績評定の様式一覧(建築・設備関係)

様式名	区分	2000万円以上		2000万円未満		
		評定者	様式番号	評定者	様式番号	
工事成績採点表			建1-1		建1-2	
項目別評定内訳書			建2		建2	
工事成績評定の 考查項目別運用表	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者			建3-1①	
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理		監督員	建3-1②	監督員
		III 安全対策 IV 対外関係			建3-1③	
		II 工程管理 III 安全対策			課長	
		I 施工管理		検査員	検査員	建3-3①
		I 出来形		監督員	検査員	建3-1④
	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形		検査員	検査員	建3-3②
		II 品質管理	建築工事	監督員	監督員	建3-1⑤
			電気設備工事、受変電設備工事	監督員	監督員	建3-1⑥
			暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	監督員	監督員	建3-1⑦
		II 品質管理	建築工事	検査員	検査員	建3-3③
			電気設備工事、受変電設備工事	検査員	検査員	建3-3④
			暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	検査員	検査員	建3-3⑤
		III 出来ばえ	建築工事	検査員	検査員	建3-3⑥
			電気設備工事、受変電設備工事	検査員	検査員	建3-3⑦
			暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	検査員	検査員	建3-3⑧
	4 工事特性			課長	検査員	建3-2②
	5 創意工夫			監督員	監督員	建3-1⑧
	6 社会性等			課長	検査員	建3-2③
	7 法令遵守等			課長	検査員	建3-2④

工事成績採点表(2000万円以上)

工事名												契約金額(最終)							
												完成年月日							
請負者名					工期	~					完成検査日								
審査項目		①監督員					②担当課長					③検査員							
		職氏名		①			職氏名		①			職氏名		①					
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0													
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0													
2. 施工状況	I. 施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0	
	II. 工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.0	0.0	-7.5	-15.0								
	III. 安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	1.5	0.0	-7.5	-15.0								
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0													
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0	
	II. 品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0						15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0	
	III. 出来ばえ											5.0		2.5		0.0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						20.0												
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	7.0																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等※4						10.0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0							
評定点(65±加減点合計)		① 100.0					② 100.0					③ 100.0							
評定点計		100.0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4												
7. 法令遵守等 ※5							0 点												
評定点合計 ※6		100 点					評定点計-7. 法令遵守等												
所見 ※7		【監督員】					【担当課長】					【検査員】							

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
 ※5 法令遵守等は減点評価のみとする。
 ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各審査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の審査項目別運用表による。
 ※7 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

工事成績採点表(2000万円未満)

工事名												契約金額(最終)							
												完成年月日							
請負者名					工期	~					完成検査日								
考査項目		①監督員					②検査員					③検査員							
		職氏名	印				職氏名	印				印							
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I.施工体制一般	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0													
	II.配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0													
2. 施工状況	I.施工管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0	
	II.工程管理	4.0	2.0	0.0	-5.0	-10.0	2.0	1.0	0.0	-7.5	-15.0								
	III.安全対策	5.0	2.5	0.0	-5.0	-10.0	3.0	1.5	0.0	-7.5	-15.0								
	IV.対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0													
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形	4.0	2.0	0.0	-2.5	-5.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0	
	II.品質	5.0	2.5	0.0	-2.5	-5.0						15.0	12.0	7.5	4.0	0.0	-12.5	-25.0	
	III.出来ばえ											5.0		2.5		0.0	-5.0		
4. 工事特性	I.施工条件等への対応 ※2						20.0												
5. 創意工夫	I.創意工夫 ※3	7.0																	
6. 社会性等	I.地域への貢献等※4						10.0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0							
評定点(65±加減点合計)		① 100.0					② 100.0					③ 100.0							
評定点計		100.0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4												
7. 法令遵守等 ※5							0 点												
評定点合計 ※6		100 点					評定点計-7. 法令遵守等												
所見 ※7		【監督員】					【検査員】					【検査員】							

※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
 ※5 法令遵守等は減点評価のみとする。
 ※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各考査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の考査項目別運用表による。
 ※7 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

項目別評定内訳書

検査年月日:

米子市

工事名				
請負業者名				
考查項目		評定点	／	満点
項目	細別			
1 施工体制	I 施工体制一般	／		3.3
	II 配置技術者	／		4.1
2 施工状況	I 施工管理	／		13.0
	II 工程管理	／		8.1
	III 安全対策	／		8.8
	IV 対外関係	／		3.7
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		14.9
	II 品質	／		17.4
	III 出来ばえ	／		8.5
4 工事特性		／		7.3
5 創意工夫		／		5.7
6 社会性等		／		5.2
評定点小計		／		100.0
7 法令遵守等				
評定点		点		

※端数処理のため各細別の合計が評定点と一致しない場合があります。

1 施工体制

考査項目	細別	a	b	c	d	e																																									
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>削除</th> <th>チェック</th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 現場の施工体制(品質管理及び安全管理を含む。)が、書面と一致している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6 元請負業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8 その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>理由:</td> </tr> </tbody> </table>					削除	チェック	評価対象項目			1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。			2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。			3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。			4 現場の施工体制(品質管理及び安全管理を含む。)が、書面と一致している。			5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。			6 元請負業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。			7 現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。			8 その他			理由:											
削除	チェック	評価対象項目																																													
		1 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。																																													
		2 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。																																													
		3 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。																																													
		4 現場の施工体制(品質管理及び安全管理を含む。)が、書面と一致している。																																													
		5 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。																																													
		6 元請負業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。																																													
		7 現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。																																													
		8 その他																																													
		理由:																																													
		<p>該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満.....b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満.....c ③評価値(%) = 評価数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満.....d ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p>																																													
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>削除</th> <th>チェック</th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 書類及び資料が適切に整理されている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>12 その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>理由:</td> </tr> </tbody> </table>					削除	チェック	評価対象項目			1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。			2 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。			3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。			4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。			5 書類及び資料が適切に整理されている。			6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。			7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。			8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。			9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。			10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。			11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。			12 その他		
削除	チェック	評価対象項目																																													
		1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。																																													
		2 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。																																													
		3 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。																																													
		4 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。																																													
		5 書類及び資料が適切に整理されている。																																													
		6 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。																																													
		7 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。																																													
		8 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。																																													
		9 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。																																													
		10 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。																																													
		11 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。																																													
		12 その他																																													
		理由:																																													
		<p>該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>該当項目が80%以上90%未満.....b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60%以上80%未満.....c ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>該当項目が60%未満.....d ④評価対象項目が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>※1 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工するときは、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。 なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。</p> <p>※2 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条による。</p>																																													

考査項目	細別	a		b		c		d		e	
		施工管理が優れている		施工管理が良好である		施工管理が適切である		施工管理がやや不適切である		施工管理が不適切である	
2. 施工状況	I. 施工管理	評価対象項目									
		削除	チェック								
				1 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。				施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。		施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	
				2 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む。)に提出されている。							
				3 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。							
				4 施工計画書に、出来形・品質管理のための記載がある。							
				5 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。							
				6 施工図作成に当たり、関連工事と遅滞なく調整が十分に図られている。							
				7 工事打合せ書等の工事記録の整備が適時に行われている。							
				8 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。							
				9 一工程の施工の検査・確認の報告が適時に行われている。							
				10 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。							
				11 使用する建築材料(以下「材料」という。）・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。							
				12 社内検査が計画的に行われている。							
	◎			13 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。							
	○			14 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。							
				15 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組が適切に行われている。							
	○			16 その他							
				理由:							
				該当項目が90%以上.....a		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。					
				該当項目が80%以上90%未満.....b		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。					
				該当項目が60%以上80%未満.....c		③評価値(%)=該当項目数/対象評価項目数×100					
				該当項目が60%未満.....d		④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。					
						⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。					
	II. 工程管理	a		b		c		d		e	
		工程管理が優れている		工程管理が良好である		工程管理が適切である		工程管理がやや不適切である		工程管理が不適切である	
		削除	チェック	評価対象項目							
				1 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。				工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。		工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。	
				2 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。							
				3 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。							
	◎	○		4 現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。							
	◎	○		5 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。							
				6 受注者の責による夜間や休日の作業がない。							
				7 休日・代休の確保を行っている、							
	◎	○		8 近隣住民(入居官署等を含む。)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。							
	○			9 その他							
				理由:							
				該当項目が90%以上.....a		①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。					
				該当項目が80%以上90%未満.....b		②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。					
				該当項目が60%以上80%未満.....c		③評価値(%)=該当項目数/対象評価項目数×100					
				該当項目が60%未満.....d		④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。					
						⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。					

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	a	b	c	d	e	
		削除	チェック	評 価 対 象 項 目			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 承諾図等が、設計図書を満足している。	<p>出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>	<p>工事請負契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 施工図等が、設計図書を満足している。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。			
		◎	<input type="checkbox"/>	6 出来形の管理方法を工夫している。			
		○	<input type="checkbox"/>	7 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。			
○	<input type="checkbox"/>	9 その他					
理由:							
<p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満...b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満...c</p> <p>該当項目が60%未満.....d</p>		<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。</p>					

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	b	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
		削除	評価対象項目					
		<input type="checkbox"/>	1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。	品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。			工事契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
		<input type="checkbox"/>	2 品質確認記録の内容が適切である。					
		<input type="checkbox"/>	3 施工の各段階における完了時の品質が適切である。					
		<input type="checkbox"/>	4 躯体工事における施工の品質が良好である。					
		<input type="checkbox"/>	5 内外仕上げ工事における施工の品質が良好である。					
		<input type="checkbox"/>	6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整理されている。					
		<input type="checkbox"/>	7 その他					
		理由:						
該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が60%以上80%未満...c 該当項目が60%未満.....d	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。							
※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事として評価するものとし、工事比率は、1.0とする。 ※4. 解体工事の場合は評価しない。(評価対象項目の該当項目がないことから、基準点c評価とする。)								

工事比率	○
	○
	○

2 施工状況

審査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	
		削除	チェック	評価対象項目			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 現場又は施工条件の変更時による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 近隣住民(入居官署等を含む。)調整を積極的に行い、トラブルも少なく工期内に工事を完成させた。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 その他			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理由:			
		※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。)					
		※削除後に評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である	
		削除	チェック	評価対象項目			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 安全衛生管理活動が、積極的に実施されている。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 その他			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	理由:			
		※上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う(該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。)					
※削除後に評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

考查項目	評価対象項目					
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	<p>■建物規模への対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>1 延べ面積10,000㎡以上の建物</p> <p>2 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物</p> <p>3 大空間のホール等を有する建物</p> <p>4 その他(理由:)</p> <p>詳細評価内容:</p>					
	<p>評点(点)</p>					
	■建物固有の機能の 難しさへの対応	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>5 対象建物の耐震レベル</p> <p>6 建物機能の特殊性</p> <p>7 その他(理由:)</p> <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 <p>詳細評価内容:</p>				
		<p>評点(点)</p>				
		■建物固有の施工技 術の難しさへの対応	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>8 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合</p> <p>9 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む。)の特殊性</p> <p>10 制約条件があり、施工難度が特に高い場合</p> <p>11 その他(理由:)</p> <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 <p>詳細評価内容:</p>			
			<p>評点(点)</p>			
			■厳しい自然・地盤条 件への対応	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>12 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p>13 軟弱地盤、支持地盤の影響</p> <p>14 雨・雪・風・気温等の影響</p> <p>15 その他(理由:)</p> <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 <p>評価対象内容:</p>		
				<p>評点(点)</p>		
				■厳しい周辺環境、社 会条件への対応	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>16 地中埋設物等の作業障害</p> <p>17 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物</p> <p>18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p>19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p>20 その他(理由:)</p> <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法(昭和28年法律第96号)による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 <p>詳細評価内容:</p>	
					<p>評点(点)</p>	
					■施工現場での対応	<p>※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <p>21 12か月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く。)</p> <p>【災害等での臨機の措置】</p> <p>22 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</p> <p>【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】</p> <p>23 工事に実施に当たり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</p> <p>24 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</p> <p>25 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</p> <p>26 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</p> <p>27 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事</p> <p>28 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</p> <p>29 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事</p> <p>30 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p>31 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事</p> <p>32 その他(理由:)</p> <p>詳細評価内容:</p>
						<p>評点計(点)</p>

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えてもよい。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。

※4. チェックした評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目	項目	チェック	評価対象事項
6. 社会性等	地域への貢献等		1 災害時等に地域への救援活動等に協力した。
			2 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
			3 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
			4 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
			5 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
			6 その他()
			理由:
	詳細評価内容:		
(評点)	点		

※1. 加点は+10点～0点の範囲とする。

※2. 1項目1点を目安とするが、内容によりそれ以上の点数を与えてもよい。(一項目最大2点までとし、チェック欄に点数を入力する。)

※3. 課長又は検査員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※4. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※5. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※6. チェックした評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

<p>考查項目</p>	<p>法令遵守等の該当項目一覧表</p>	
<p>7. 法令遵守等</p>	<p>評価対象項目</p>	
	<p>措置内容</p>	<p>点数</p>
<p>評点</p>	<p>1 指名停止3か月以上</p>	<p>-20点</p>
	<p>2 指名停止2か月以上3か月未満</p>	<p>-15点</p>
	<p>3 指名停止1か月以上2か月未満</p>	<p>-13点</p>
	<p>4 指名停止2週間以上1か月未満</p>	<p>-10点</p>
	<p>5 文書による警告</p>	<p>-8点</p>
	<p>6 上記該当項目なし</p>	
<p>本評価項目で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ※1「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ※2「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び※1を施工するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p>		
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った。 <input type="checkbox"/> 労働者の寄宿舍環境等について労働基準法上(昭和22年法律第49号)違反があり、送検等された。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反する不法投棄、砂利採取法(昭和43年法律第74号)に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等 <input type="checkbox"/> 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 <input type="checkbox"/> 下請代金支払遅延防止法(昭和31年法律第120号)第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 <input type="checkbox"/> 過積等の道路交通法(昭和35年法律第105号)違反により、逮捕又は送検等された。 <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条に該当する砂利、砂・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした。 <input type="checkbox"/> 監督員から文書等により改善指示を行ったが、これに従わなかった。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>		

2 施工状況

考查項目	細別	a	b	c	d	e				
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である				
		削除	チェック	評価対象項目						
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 3 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 4 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 5 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 6 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 7 一工程の施工の検査・確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 8 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 9 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 10 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 11 工事の関係書類及び資料の整理が良い。 12 その他 理由：			<input type="checkbox"/>	施工に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/>	施工に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
		該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...b 該当項目が60%以上80%未満...c 該当項目が60%未満.....d	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100 ⑤評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。 ⑥◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。							

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e																								
		出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である																								
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	評価対象項目																														
		<table border="1"> <tr> <td>削除</td> <td>チェック</td> <td>1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</td> <td rowspan="10"> 出来形の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。 </td> <td rowspan="10"> 出来形が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。 </td> </tr> <tr><td></td><td></td><td>2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。</td></tr> <tr><td>◎</td><td></td><td>5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。</td></tr> <tr><td>○</td><td></td><td>9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。</td></tr> <tr><td>○</td><td></td><td>10 その他</td></tr> </table> <p>理由：</p>	削除	チェック	1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	出来形の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。	出来形が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。			2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。			3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。			4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。	◎		5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。			6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。			7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。			8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。	○		9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	○
削除	チェック	1 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	出来形の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。	出来形が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。																												
		2 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。																														
		3 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。																														
		4 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。																														
◎		5 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。																														
		6 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。																														
		7 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。																														
		8 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。																														
○		9 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。																														
○		10 その他																														
		該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...a' 該当項目が70%以上80%未満...b 該当項目が60%以上70%未満...b' 該当項目が50%以上60%未満...c 該当項目が50%未満.....d	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。																													
		※1. 出来形の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状・寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。																														

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 建築工事	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
		削除	チェック	評価対象項目					
				1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。					
				2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。					
				3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。					
				4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。					
				5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。					
			○	6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。					
			○	7 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。					
			○	8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。					
			○	9 その他の工事(躯体・内外仕上げを除く。)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。					
			○	10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。					
	◎	11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。							
	○	12 その他							
		理由:							
		該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満...a' 該当項目が70%以上80%未満...b 該当項目が60%以上70%未満...b' 該当項目が50%以上60%未満...c 該当項目が60%未満.....d	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数/対象評価項目数×100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。						
		※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は、1.0とする。 ※4. 解体工事の場合は評価しない。(評価対象項目の該当項目がないことから、基準点c評価とする。)							
	工事比率								

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である	
	電気設備工事	評価対象項目							
	受変電設備工事	1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。					品質の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
		2	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。						
		3	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。						
		4	品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。						
		5	施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。						
		6	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。						
		7	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。						
		8	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。						
		9	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。						
		10	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。						
	11	運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。							
	12	その他							
		理由:							
	工事比率	<p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満...a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満...b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満...b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満...c</p> <p>該当項目が50%未満.....d</p>							
	◎ ○	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。</p>							
	◎ ○	<p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む。)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事として評価するものとし、工事比率は、1.0とする。</p>							

3 出来形及び出来ばえ

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
	暖冷房衛生設備工事	評価対象項目								
	機械設備工事	削除	チェック							
				1	機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。			品質の管理に関して、監督員が文書による指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。	
				2	施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。					
				3	機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。					
				4	品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。					
				5	施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。					
				6	施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。					
				7	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。					
			◎ ○	8	システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。					
				9	不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。					
			◎ ○	10	中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。					
			○	11	運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。					
			○	12	その他					
			理由:							
	工事比率	<p>該当項目が90%以上.....a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満...a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満...b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満...b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満...c</p> <p>該当項目が50%未満.....d</p> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%) = 該当項目数 / 対象評価項目数 × 100</p> <p>④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。</p> <p>⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。</p> <p>※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。</p> <p>※2. 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は、1.0とする。</p>								

3 出来形及び出来ばえ

考査項目	細別	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
	建築工事	削除	評価対象項目			
		○	1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。			
		◎	2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。			
		○	3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。			
		○	4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。			
		○	5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。			
		○	6 材料・製品や割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。			
		◎	7 保身に配慮した施工がなされている。			
	○	8 その他				
	理由:	<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。				
	該当項目が90%以上.....a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。				
	該当項目が80%以上90%未満...b	②削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。				
	該当項目が80%未満.....c	③評価値(%) = 評価数 / 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。				

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

3 出来形及び出来ばえ

考查項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		<input type="checkbox"/>	評 価 対 象 項 目		
	電気設備工事	<input type="checkbox"/>	1 きめ細かな施工がなされている。		
	受変電設備工事	<input type="checkbox"/>	2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		
		<input type="checkbox"/>	3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。		
	工事比率	<input checked="" type="checkbox"/>	4 環境負荷低減への対策が優れている。		
		<input type="checkbox"/>	5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
		<input type="checkbox"/>	6 その他		
			理由: <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。		
			該当項目が90%以上.....a ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 該当項目が80%以上90%未満...b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が80%未満.....c ③評価値(%)=評価数/対象評価項目数×100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。		

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修行為等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事比率は1.0とする。

3 出来形及び出来ばえ

考查項目	細別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		削除	評価対象項目		
	暖冷房衛生設備工事	<input type="checkbox"/>	1 きめ細かな施工がなされている。		
	機械設備工事	<input type="checkbox"/>	2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		
		<input type="checkbox"/>	3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。		
	工事比率	<input checked="" type="checkbox"/>	4 環境負荷低減への対策が優れている。		
		<input checked="" type="checkbox"/>	5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。		
		<input type="checkbox"/>	6 その他		
			理由:		
		<input type="checkbox"/>	出来ばえが劣っている。 ※該当すればd評価とする。		
		該当項目が90%以上.....a	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。		
		該当項目が80%以上90%未満...b	②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
		該当項目が80%未満.....c	③評価値(%) = 評価数 / 対象評価項目数 × 100		
			④評価対象項目数が2項目以下の場合、全て該当してもc評価とする。		
			⑤◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質の高い場合に評価する。		

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設備工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修行為等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。